

雨水流出抑制施設（浸透）の完了確認について

完了確認方法

浸透施設の出来型を確認します。

- 1 協議図書通りであることを確認します。（外形寸法、基数、砕石層の施工状況等）
開発事業区域面積により確認項目が変わります。
0.05ha以上0.10ha未満：換算貯留量は確認しません。
0.10ha以上0.30ha未満：対策貯留量を超える換算貯留量を確保できているか確認します。
- 2 完了確認当日に出来型を目視確認できないものは、出来形写真等を用意してください。
（浸透桷・浸透管の場合は、製品自体や砕石の出来型寸法。浸透施設の場合は、製品の出来型寸法。これにより難しい場合は、当課協議担当者までご相談ください。）
- 3 中間確認は行いませんが、状況により実施することがありますので、当課協議担当者にご確認ください。
- 4 必要に応じて製品のカタログなどを用意してください。

浸透状況を確認します。

- 1 浸透施設に水を流し込み浸透状況を確認しますので、バケツなどに十分な量の水を用意してください。

その他確認事項（排水設備の接続状況等）

完了確認時期

雨水浸透施設などの完了確認は、当該施設および流末排水施設等が完成した時点で実施します。なお、完了確認日の設定については当課協議担当者と調整してください。

- 1 完了確認日程は、建築局等が実施する総合検査日の前に設定してください。
- 2 完了確認は、平日（月～金曜日）の概ね午後2時前後の開始を基本とします。

完了確認における注意事項

完了確認は、浸透施設の内部を清掃したうえで受けてください。

完了確認後の作業

浸透施設台帳を作成してください。

- 1 図面は、位置図、土地利用図、排水施設平面図、流域図、浸透量計算書、浸透施設構造図とします。（小規模開発の場合は、流域図と浸透量計算書は不要です）
- 2 写真は、床付（浸透面の土質状況）出来形寸法等が確認できるものとします。
- 3 電子データ（メールやCD-R等）での提出を基本とし、6MB以下のファイルサイズで提出してください。

開発事業に関する工事の完了届（規則外様式第20号）を当課へ提出してください。

- 1 完了届の提出には、浸透施設台帳の提出が必須となります。